昭和三十二年法律第三十八号 特別とん税法

(課税目的及び課税物件)

第一条 別に法律で定めるところにより地方公共 (定義) 団体に財源を譲与するため、外国貿易船の開港 八の入港には、この法律により、特別とん税を 2

第二条 この法律において「外国貿易船」、「開 する外国貿易船、開港又は純トン数をいう。 十二年法律第三十七号)第二条(定義)に規定 港」又は「純トン数」とは、とん税法(昭和三 (課税標準及び税率)

第三条 特別とん税は、外国貿易船の純トン数を 当該各号に掲げる税率により課する。 課税標準とし、次の各号に掲げる場合について

数一トンまでごとに二十円 開港への入港ごとに納付する場合 純トン

(納税義務者) 純トン数一トンまでごとに六十円 開港ごとに一年分を一時に納付する場合

長に代つてその職務を行う者。以下同じ。)がの職務を行うことができない場合には、船第四条 特別とん税は、外国貿易船の船長(船長 納付しなければならない。

2 外国貿易船の運航者が特別とん税の納付につ かわらず、当該船長以外の者又は運航者が特別承認を受けた場合においては、前項の規定にか行わせ、又は自ら行うことについて、税関長の とん税を納付しなければならない。 いての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に (申告及び納付等)

第五条 特別とん税は、とん税にあわせて申告 しくは徴収しなければならない。 更正し、若しくは決定し、又は納付し、若

(罰則)

相当する税額のとん税の納付があつたものとす 当する税額の特別とん税及び三十六分の十六に は、その納付に係る金額の三十六分の二十に相 特別とん税及びとん税の納付があつたとき 2

(とん税法の規定の準用

第六条 とん税法第五条から第八条まで(申告に 外・不服申立て)の規定は、特別とん税につい等の準用・権限の委任・行政手続法の適用除 よる納付・更正及び決定等・非課税・純トン数 の測度)及び第十条から第十一条まで(関税法

第七条 らない。 額に相当する担保をあわせて提供しなければな 規定による担保を提供する者は、特別とん税の とん税法第九条第一項(担保の提供)の

担保について準用する。 規定)の規定は、前項の規定により提供された とん税法第九条第二項(担保についての準用

(延滞税等)

第八条 とん税法第十条 (関税法等の準用) (第 りとん税及び特別とん税に係る延滞税を納付す 号)第十二条第一項から第五項までの規定によ 準用する関税法(昭和二十九年法律第六十一 六条において準用する場合を含む。) において とする。 る延滞税の額及び特別とん税に係る延滞税の額 の二十に相当する金額を、それぞれとん税に係 の三十六分の十六に相当する金額及び三十六分 による延滞税の額の計算に準じて計算した金額 特別とん税額の合算額について、これらの規定 べき場合においては、納付すべきとん税額及び

2 税を納付する場合について準用する。 第五条第一項の規定は、前項に規定する延滞

3 税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五 とん税及び特別とん税以外の国税又は滞納処分 び特別とん税に係る過誤納金があるときは、国 費に充当してはならない。 十七条第一項前段の規定にかかわらず、未納の 国税徴収の例による場合において、とん税及

端数計算に関する規定の適用については、一の第九条 特別とん税及びとん税は、国税通則法の 税目の国税とみなす。 (端数計算)

第十条 偽りその他不正の行為により、特別とん 税を免れ、又は納付すべき特別とん税を納付し 者についても、同項の例による。 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 なかつた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十 前項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない

3 すべき者から、国税徴収の例により、 の特別とん税を徴収する。 前二項の場合においては、特別とん税を納付 直ちにそ

(両罰規定)

|第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代 理人、使用人その他の従業者がその法人又は人 の業務又は財産に関して前条第一項又は第二項

ほか、その法人又は人に対してこれらの項の罰 の違反行為をしたときは、その行為者を罰する

(犯則事件の調査及び処分)

第十二条 関税法第十一章 (犯則事件の調査及び 調査及び処分について準用する。この場合にお 処分)の規定は、特別とん税に係る犯則事件の 履行と告発)中「二十日」とあるのは、 八時間」と読み替えるものとする。 いて、同法第百四十七条第一項(通告処分の不 四十

2 外貿コンテナ貨物定期船(港湾法(昭和二十 1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行 外貿コンテナ貨物定期船をいう。次項において 項第二号ニ(港湾運営会社の指定)に規定する 五年法律第二百十八号)第四十三条の十二第一 第二条第二項(定義)に規定する国際戦略港湾 のに就航する外国貿易船が国際戦略港湾(同法 する国際基幹航路をいう。) で政令で定めるも 同じ。)のうち、国際基幹航路(同号ニに規定

1

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行

分の間、純トン数一トンまでごとに三十円とす 当該外国貿易船が当該国際基幹航路に就航して めるものに入港する場合における第三条第二号 湾とみなされているものを含む。)で政令で定をいい、同法附則第二十項において国際戦略港 いる期間に限り、同号の規定にかかわらず、当 (課税標準及び税率) の特別とん税の税率は、

3 率の適用に関して必要な情報で財務省令で定め テナ貨物定期船の名称その他前項に規定する税 るものを提供するものとする。 国土交通大臣は、財務大臣に対し、外貿コン

(昭和三三年三月二四日法律第一

1 内で政令で定める日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して三十日以 (昭和三四年四月二〇日法律第一

5

(施行期日) 四 附八号) 抄

1 この法律は、国税徴収法(昭和三十四年法律 第百四十七号)の施行の日から施行する。

号) (昭和三七年四月二日法律第六七

(施行期日)

|第一条 この法律は、 施行する。 昭和三十七年四月一日 から

(罰則に係る経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした国税に係る違 なお従前の例による。 した違反行為に対する罰則の適用については、 ることとされる国税に係るこの法律の施行後に 反行為及びこの附則の規定により従前の例によ

任 (国税に関するその他の経過措置の政令への

第十九条 国税通則法附則及び前十八条に定める 施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 もののほか、国税通則法及びこの法律第一章の 六一号) (昭和三七年九月一五日法律第一

2 する。 律の施行前に生じた事項についても適用する。 された申請に係る行政庁の不作為その他この法 前にされた行政庁の処分、この法律の施行前に 特別の定めがある場合を除き、この法律の施行 この法律による改正後の規定は、この附則に

生じた効力を妨げない。

ただし、この法律による改正前の規定によつて

3 等についても、同様とする。 にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴 前に提起された訴願等につきこの法律の施 前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分 行後も、なお従前の例による。この法律の施行 (以下「裁決等」という。) 又はこの法律の施行 「訴願等」という。)については、この法律の施 請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下 この法律の施行前に提起された訴願、審査 紀行後

外の法律の適用については、行政不服審査法に よる不服申立てとみなす。 ができることとなる処分に係るものは、同法以 は行政不服審査法による不服申立てをすること 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後

不服申立てをすることができない。 る審査の請求、異議の申立てその他の不服申立 ての裁決等については、行政不服審査法による 第三項の規定によりこの法律の施行後にされ

この法律による改正前の規定により訴願等をす 不服審査法による不服申立てをすることができ 間が定められていなかつたものについて、 ることができるものとされ、かつ、その提起期 る期間は、この法律の施行の日から起算する。 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、

適用については、なお従前の例による。 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

9 に関して必要な経過措置は、政令で定める。 前八項に定めるもののほか、この法律の施行

五号) (昭和三九年三月三一日法律第二

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行

号) 附 則 抄 (昭和三九年三月三一日法律第三

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定 1 用については、なお従前の例による。 この法律の施行後にした行為に対する罰則の適 により従前の例によることとされる物品に係る する。 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行

行前に計算したものについては、改正前の法律及び還付加算金について適用し、この法律の施 の規定により計算したところによる。 どし金、還付金(過誤納に係る還付金を含む。) 税標準並びにこれらの税に係る延滞税、払いも する関税、とん税及び特別とん税の税額及び課 九条の規定は、この法律の施行の日以後に計算 法第十条の規定並びに改正後の特別とん税法第 びに第十三条の二の規定並びに改正後のとん税 改正後の関税法第十二条第三項及び第四項並

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行**六号) 抄** 則 (昭和四一年三月三一日法律第三

ん税及び特別とん税については、なお従前の例 施行日前に課した、又は課すべきであつたと

5

による。

適用については、なお従前の例による。 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

号) 抄 (昭和五五年五月六日法律第四〇

(施行期日)

第一条 この法律は、条約が日本国について効力 を生ずる日から施行する。

経過措置) (とん税法及び特別とん税法の一部改正に伴う

第八条 前二条の規定による改正後のとん税法及 後のとん税法及び特別とん税法に規定する純ト とされる純トン数は、前二条の規定による改正 第三条第二項の規定により従前の例によること び特別とん税法の規定の適用については、附則 ン数とみなす。

九附号副 則 (平成五年一一月一二日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律 第八十八号)の施行の日から施行する。

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会 利益処分の手続に関しては、この法律による改 条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続 の例による。 正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前 合においては、当該諮問その他の求めに係る不 を執るべきことの諮問その他の求めがされた場 その他の意見陳述のための手続に相当する手続 その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三 (諮問等がされた不利益処分に関する経過措置

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により 第十三条 この法律の施行前にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例による。 (聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

続は、この法律による改正後の関係法律の相当分に係るものを除く。)又はこれらのための手 規定により行われたものとみなす。 行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処 (政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもの 置は、政令で定める。 のほか、この法律の施行に関して必要な経過措

附則 三号) 抄 (平成二九年三月三一日法律第

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

二 第二条の規定(同条中関税法第二条の四の 時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百 地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨 及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の 定並びに前号及び次号に掲げる改正規定を除 互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設 第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相 条の改正規定並びに次条第二項の規定、附則 く。) 並びに第四条中関税暫定措置法第十五 の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規 十九条の二十一の改正規定、同法第七十五条 改正規定、同法第八条の改正規定、同法第六

> 規定並びに附則第八条の規定 平成三十年四 改正規定及び地位協定臨特法第十四条の改正 位協定臨特法」という。) 第十一条第三項の 十二号。以下この号及び第四号において「地 月一日

号 則 (令和二年三月三一日法律第九

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該8一条 この法律は、令和二年四月一日から施行

定並びに第三条及び第四条の規定 十月一日 E並びに第三条及び第四条の規定 令和二年第二条中関税法附則に一項を加える改正規

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律 の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

号 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 当

第五百九条の規定

公布の日

(施行期日)